

頁行	新	旧
30,120,254,255, 256 頁	<u>拘禁刑</u>	<u>懲役</u>
36 頁下から 4 行 欄外	ただし、天災等不可抗力*によるものは含まれません。 <u>欄外</u> <u>天災等不可抗力</u> <u>原則、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの 2 つの要件を満たすものでなければならぬと解されています。</u>	ただし、天災等不可抗力によるものは含まれません。 <u>欄外</u> <u>追加</u>
37 頁 5 行 欄外	2) 天災、休電（計画停電）等により休業した場合 <u>(不可抗力*に限られます)</u> <u>欄外</u> <u>不可抗力</u> <u>労働基準法上の義務については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですので、不可抗力であるか否かは、お近くの労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせください。</u>	2) 天災、休電（計画停電）等により休業した場合 <u>欄外</u> <u>追加</u>
65 頁欄外	<u>欄外</u> <u>改正労働安全衛生規則令和 7 年 6 月 1 日施行</u> <u>熱中症の重篤化を防止するため、①体制整備、②手順作成、③関係者への周知、が事業主に義務付けられました。</u> <u>対策の対象となる労働者の範囲は、作業者（労働者だけでなく、労働者と同じ場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含む）となります。</u>	<u>欄外</u> <u>追加</u>
79 頁欄外	<u>欄外</u> <u>電子申請義務化 2025.1.1 改正</u> 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化。 当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能。 【その他電子申請の対象となる報告書】 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告、定期健康診断結果報告、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告、有機溶剤等健康診断結果報告、じん肺健康管理実施状況報告、 <u>事業の附属寄宿舍内での災害報告</u>	<u>欄外</u> <u>電子申請義務化 2025.1.1 改正</u> 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化。 当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能。 【その他電子申請の対象となる報告書】 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告、定期健康診断結果報告、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告、有機溶剤等健康診断結果報告、じん肺健康管理実施状況報告
83 頁下から 17 行	4. 子の看護 <u>等</u> 休暇制度* <u>欄外</u> <u>子の看護等休暇制度</u> 2025 年 4 月改正以降、「 <u>子の看護休暇制度</u> 」から「子の看護等休暇制度」に名称変更	4. 子の看護休暇制度* <u>欄外</u> <u>子の看護休暇制度</u> 2025 年 4 月改正以降、「子の看護等休暇制度」に名称変更
83 頁下から 11,12 行	<労使協定で対象外にできる労働者*> <u>削除</u> <u>欄外</u> <u>労使協定で対象外にできる労働者</u> 2025 年 4 月改正以降、「 <u>勤続 6 か月未満の労働者</u> 」を廃止	<労使協定で対象外にできる労働者> <u>・勤続 6 か月未満の労働者*</u> <u>欄外</u> <u>勤続 6 か月未満の労働者</u> 2025 年 4 月改正以降、廃止

頁行	新	旧																								
84 頁 1 行	※ 子の看護 <u>等</u> 休暇を取得する場合、・・・	※ 子の看護休暇を取得する場合、・・・																								
84 頁 9 行	<労使協定で対象外にできる労働者 <u>*</u> > <u>削除</u> <u>欄外</u> <u>労使協定で対象外にできる労働者</u> 2025 年 4 月改正以降、「 <u>勤続 6 か月未満の労働者</u> 」を廃止	<労使協定で対象外にできる労働者> ・ <u>勤続 6 か月未満の労働者*</u> <u>欄外</u> <u>勤続 6 か月未満の労働者</u> 2025 年 4 月改正以降、廃止																								
84 頁 22 行	※ 介護休暇を取得する場合も、子の看護 <u>等</u> 休暇同様、事業主側に取得拒否、時期変更権はありません。	※ 介護休暇を取得する場合も、子の看護休暇同様、事業主側に取得拒否、時期変更権はありません。																								
84 頁下から 10 行	1) <u>小学校就学前</u> の子を育てる労働者* <u>欄外</u> <u>小学校就学前の子を育てる労働者</u> 2025 年 4 月改正以降、「 <u>3 歳未満の子を育てる労働者</u> 」から「 <u>小学校就学前の子を育てる労働者</u> 」に変更	1) <u>3 歳未満</u> の子を育てる労働者* <u>欄外</u> <u>3 歳未満の子を育てる労働者</u> 2025 年 4 月改正以降、「 <u>小学校就学前の子を育てる労働者</u> 」に変更																								
87 頁下から 19 行	9. 不利益な取り扱いの禁止（ハラスメントの防止） 育児休業、介護休業、子の看護 <u>等</u> 休暇、介護休暇、・・・	9. 不利益な取り扱いの禁止（ハラスメントの防止） 育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、・・・																								
133 頁 10 行	(1) <u>保有</u> 個人データに関する事項の公表等	(1) <u>固有</u> 個人データに関する事項の公表等																								
151 頁表中 3 行	労働者派遣事業関係手続提出書類一覧(個人用) <table><tr><td></td><td>許可</td><td>許可 有効期間の更新</td><td>緩和 された 資産 要件 にて 申請 する 場 合 (当 分 の 間 の 措 置)</td></tr><tr><td>事項別提出書類(様式番号)</td><td>1号 3号 3号-2 3号-3</td><td>1号 3号 3号-2 3号-3</td><td>1号 3号 3号-2 3号-3</td></tr><tr><td>住民票の写し</td><td>○</td><td>▲</td><td>▲</td></tr></table>		許可	許可 有効期間の更新	緩和 された 資産 要件 にて 申請 する 場 合 (当 分 の 間 の 措 置)	事項別提出書類(様式番号)	1号 3号 3号-2 3号-3	1号 3号 3号-2 3号-3	1号 3号 3号-2 3号-3	住民票の写し	○	▲	▲	労働者派遣事業関係手続提出書類一覧(個人用) <table><tr><td></td><td>許可</td><td>許可 有効期間の更新</td><td>緩和 された 資産 要件 にて 申請 する 場 合 (当 分 の 間 の 措 置)</td></tr><tr><td>事項別提出書類(様式番号)</td><td>1号 3号 3号-2 3号-3</td><td>1号 3号 3号-2 3号-3</td><td>1号 3号 3号-2 3号-3</td></tr><tr><td>住民票の写し</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>		許可	許可 有効期間の更新	緩和 された 資産 要件 にて 申請 する 場 合 (当 分 の 間 の 措 置)	事項別提出書類(様式番号)	1号 3号 3号-2 3号-3	1号 3号 3号-2 3号-3	1号 3号 3号-2 3号-3	住民票の写し	○	○	○
	許可	許可 有効期間の更新	緩和 された 資産 要件 にて 申請 する 場 合 (当 分 の 間 の 措 置)																							
事項別提出書類(様式番号)	1号 3号 3号-2 3号-3	1号 3号 3号-2 3号-3	1号 3号 3号-2 3号-3																							
住民票の写し	○	▲	▲																							
	許可	許可 有効期間の更新	緩和 された 資産 要件 にて 申請 する 場 合 (当 分 の 間 の 措 置)																							
事項別提出書類(様式番号)	1号 3号 3号-2 3号-3	1号 3号 3号-2 3号-3	1号 3号 3号-2 3号-3																							
住民票の写し	○	○	○																							
152 頁 7 行	・・・あらかじめ、事業所単位で、海外派遣届 <u>出</u> 書を管轄の労働局経由で・・・	・・・あらかじめ、事業所単位で、海外派遣届書を管轄の労働局経由で・・・																								
191 頁下から 5 行	<u>2025 年 8 月 25 日</u> 付局長通知で示された一般通勤手当の額は <u>79 円</u> です (<u>2026 年度適用</u>)。	2023 年 8 月 29 日付局長通知で示された一般通勤手当の額は <u>72 円</u> です (<u>2023 年度適用</u>)。																								
192 頁 13 行	<u>2025 年 8 月 25 日</u> 付局長通知で示された一般退職金の費用の水準は、一般基本給・賞与等の 5%です (<u>2026 年度適用</u>)。	2023 年 8 月 29 日付局長通知で示された一般退職金の費用の水準は、一般基本給・賞与等の 5%です (<u>2023 年度適用</u>)。																								
192 頁 19 行	<u>2025 年 8 月 25 日</u> 付局長通知で示された一般退職金の費用(掛金)の水準は、②と同様に、一般基本給・賞与等の 5%です (<u>2026 年度適用</u>)。	2023 年 8 月 29 日付局長通知で示された一般退職金の費用(掛金)の水準は、②と同様に、一般基本給・賞与等の 5%です (<u>2023 年度適用</u>)。																								
208 頁表中	(2) 紹介予定派遣契約締結に際しての追記事項 2 業務内容 直接雇用後の従事する業務内容を記載 (<u>変更の範囲を含む</u>) 5 就業の場所 直接雇用後の就業の場所 (<u>変更の範囲を含む</u>) <u>13 受動喫煙防止措置 就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項を記載</u>	(2) 紹介予定派遣契約締結に際しての追記事項 2 業務内容 直接雇用後の従事する業務内容を記載 5 就業の場所 直接雇用後の就業の場所 <u>追加</u>																								

頁行	新	旧
211 頁表中	紹介予定派遣に関する事項（派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等） 業務内容 会議用資料等の作成業務、業績管理資料、 来客対応 <u>（変更の範囲） 変更なし</u> 就業場所 ○○○○株式会社本社 国内マーケティング部営業課販売促進係（〒110-0010 千代田区霞が関 1-2-2 ○ビル 2 階 TEL 3593－****）<u>（変更の範囲） 変更なし</u> <u>受動喫煙防止措置 屋内禁煙</u>	紹介予定派遣に関する事項（派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等） 業務内容 <u>プレゼンテーション用資料、業績管理資料、会議用資料等の作成業務及び来客対応</u> 就業場所 ○○○○株式会社本社 国内マーケティング部営業課販売促進係（〒110-0010 千代田区霞が関 1-2-2 ○ビル 2 階 TEL 3593－****） <u>追加</u>
258 頁表中 1 行	産前産後の <u>休業</u> 、時間外、休日、深夜業の制限（66 条）	産前産後の時間外、休日、深夜業（66 条）
260 頁表中 1,2 行	④ 育児介護休業法 ・・・介護休業、子の看護 <u>等</u> 休暇、介護休暇、・・・本人又は配偶者の妊娠・出産・ <u>介護</u> 等の申出、・・・	④ 育児介護休業法 ・・・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、・・・本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出、・・・
475 頁索引	<u>サ</u> 37 号告示／ <u>353</u>	<u>サ</u> 37 号告示／ <u>339</u>
476 頁索引	<u>ハ</u> 派遣先指針／ <u>330</u>	<u>ハ</u> 派遣先指針／ <u>328</u>
477 頁索引	<u>ハ</u> 派遣元指針／ <u>324</u>	<u>ハ</u> 派遣元指針／ <u>322</u>
477 頁索引	<u>ハ</u> 日雇派遣指針／ <u>337</u>	<u>ハ</u> 日雇派遣指針／ <u>335</u>

- 注：条文に関しては、総務省行政管理局の運営する法令データ提供システム（法令検索）e-Gov 等をご参考に、必要条文の最新版をご利用ください。
URL <https://www.e-gov.go.jp/>